## 主 本件抗告はこれを棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

本件抗告の理由は末尾添附の抗告理由書記載のとおりである。

従て本件担保について、抗告人が本案訴訟事件に於ての訴訟費用額の確定決定の申立をなした一事によつては民事訴訟法第百十五条第三項所定の権利行使をなしたものとは云ひ難く、右に所謂権利行使をなしたものとしては抗告人に於で前記説明の損害賠償請求権について訴の提起、支払命令の申請、調停の申立、裁判上の和の申立等少くとも裁判上の権利の行使を催告期間内になすべきことを必要としたものと解すべきところ、抗告人が催告期間内にこれ等の権利行使をしたことはその主張、立証しないところであるから原裁判所が抗告人が催告期間内に権利行使をしなかつたものと認め抗告人に於て本件担保取消に付同意があつたものとみなして本件担保取消決定をしたのは洵に相当である。

又原決定の担保取消決定には昭和二十六年(モ)第三九四六号事件に於て申請人としてA、C、B、被申請人として抗告人を表示し申請人が昭和二十四年三月三日東京法務局へ金八千円を供託して為した担保(供託番号昭和二十四年金第七五八五号)は担保権利者の同意があつたものとみなして取消す旨記載してあるが冒頭説示のとおり本件強制執行停止決定は相手方Aに金八千円、その他の相手方に各金千円宛の担保の供託を命じたものであつて相手方等三名は夫々その担保を供託したものであり、本件担保取消決定の申立は相手方三名から原裁判所へ同時に共同して申立てられ昭和二十六年七月十一日東京地方裁判所(モ)第三九四六号担保取消決定申请事件として受理せられ(記録第八丁参照)、担保権行使催告の申立も同様三名から原裁判所へ同時に共同して申立てられ同年十月二十七日東京地方裁判所(モ)第

六三九九号事件として受理せられ(記録第二八丁参照)催告書亦申立人A、C、B 三名を表示して発せられ(記録第二九丁参照)た事実に、原決定の事件名並に当事者として相手方三名を表示してある点並にその内容の記載を照合するときは、原決定は相手方三名の供託に係る担保全部について取消の決定をなしたものであることは明白疑のないところであり、唯相手方C、同Bの供託金額、供託番号の表示を遺脱したものと認められる。そしてこのような遺脱は民事訴訟法第百九十四条はより原裁判所は申立に因り又は職権はより何時にても更正をなし得べきものであらて原決定の実質には何等の違法がないものと云わなければならない。

決定の実質には何等の違法がないものと云わなければならない。 よつて抗告人の本件抗告は理由がなく、その他記録を調査しても原決定を取消すべき違法の点は発見出来ないから本件抗告を棄却すべきものとして主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 渡辺葆 裁判官 牛山要 裁判官 野本泰)